

## 後期高齢者医療資格確認書を送付



令和8年8月から、後期高齢者医療資格確認書が“水色”に変わります。

新しい資格確認書(※)は、7月末までに送付します。有効期限は令和9年7月31日までです。新しい資格確認書(水色)は、届いたときから使用できます。医療機関などで受診する際に、マイナ保険証を利用しない場合は、資格確認書を窓口で提示してください。

また、現在持っている資格確認書(桃色)の有効期限は、令和8年7月31日までとなっており、それ以後は使用できませんので、新しい資格確認書(水色)が届きましたら、破棄または保険課に返却してください。

新たに限度区分の併記を希望する場合は、申請が必要です。申請には本人確認書類が必要です。

資格確認書の裏面で臓器提供の意思表示ができます。

※令和9年7月31日まではマイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します。

## 医療機関などの窓口での自己負担割合について

一般および住民税非課税世帯の人の医療機関での自己負担割合は、1割です。一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(自己負担割合3割)を除き、2割です。

詳しくは、新しい資格確認書に同封された後期高齢者医療制度のしおりをご覧ください。



75歳以上の  
皆さんへ

# 後期高齢者医療制度

各種届出に関すること

問 保険課 TEL 06-6992-1545

制度全般について

問 大阪府後期高齢者医療広域連合 TEL 06-4790-2028

## 後期高齢者医療保険料が決定

令和8年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬ごろに被保険者に郵送します。

保険料の納入方法は、年金から保険料を天引きする特別徴収と、納付書や口座振替※などで納める普通徴収があります。年度途中に被保険者になった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めます。

※令和7年度から口座振替日が月末になりました。

### 令和8年度・9年度の後期高齢者医療制度の保険料

#### 医療分

年間の保険料 (限度額85万円)	=	均等割額 被保険者 1人当たり 64,931円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額【総所得金額等※1 - 基礎控除額※2】 × 所得割率 11.51%
---------------------	---	-------------------------------	---	--

#### 子ども分 (子ども分の保険料率は毎年見直されます)

年間の保険料 (限度額2.1万円)	=	均等割額 被保険者 1人当たり 1,373円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額【総所得金額等※1 - 基礎控除額※2】 × 所得割率 0.24%
----------------------	---	------------------------------	---	---

※1 総所得金額等 = 収入額 - 控除額

控除額…公的年金等控除額、給与所得控除額、所得金額調整控除額、必要経費等のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。

※2 基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。

(例：前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円)

注 転入などにより所得金額がわからない場合、均等割額を保険料として決定します。転入前の市区町村などへの照会により所得金額がわかれば再計算をし、翌月以降に保険料が変更となる場合があります。

修正申告などにより所得などに変更があった場合、さかのぼって保険料額などが変更となる場合がありますので、保険課に連絡してください。

## 後期高齢者医療保険料の軽減判定基準

令和8年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準は下表のとおりです。

また、後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人も、保険料の負担があります。当面の間、所得割額は賦課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。この軽減の手続きをしていない場合は、保険課で届け出をしてください。なお、世帯の所得に応じた均等割額の軽減を受けている人のうち7割軽減に該当する人については、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

### 均等割額軽減措置判定基準

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	所得の判定区分(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割※	18,591円 (内訳) 医療分: 18,180円 子ども分: 411円	【基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】を超えないとき
5割	33,151円 (内訳) 医療分: 32,465円 子ども分: 686円	【基礎控除額(43万円) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】を超えないとき
2割	53,042円 (内訳) 医療分: 51,944円 子ども分: 1,098円	【基礎控除額(43万円) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)】を超えないとき

※保険料の軽減割合が7割に該当する場合、令和8・9年度は医療分のみ軽減判定を7.2割にして計算します。

## 保険課からのお知らせ

問 保険課

TEL 06-6992-1545

### 国民健康保険資格確認書が変わります

現在使用中の国民健康保険資格確認書(水色)の有効期限は、7月31日(金)までです。

マイナ保険証を持っていない人には7月上旬から順次、新しい資格確認書(茶色)を特定記録郵便で各世帯に郵送します。

また、マイナ保険証を持っている70歳以上75歳未満の人には資格情報のお知らせを、普通郵便で各世帯に郵送します。

新しい資格確認書または資格情報のお知らせが7月31日(金)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。

なお、新しい資格確認書が届いたときから有効です。新しい資格確認書が届いた後は、現在使用中の資格確認書を破棄してください。保険医療機関などで診療を受けようとするときは、マイナ保険証または新しい資格確認書を提示してください。

また、70歳以上75歳未満のマイナ保険証を持っていない人が、7月31日(金)までに、保険医療機関などにかかるときは、資格確認書と併せて高齢受給者証を窓口で提示してください。

#### よくある質問

Q. マイナ保険証のメリットは？

- A. ①過去の薬・診療データに基づくより良い医療が受けられる  
②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される  
③救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

などがあります。

Q. マイナ保険証の読み取りができない場合は、どのように受診するの？

A. カードリーダーの不具合などにより読み取りができない場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせ(またはマイナポータル上の資格情報の画面)を提示することで受診できます。

Q. マイナ保険証を持っていても、資格確認書はもらえるの？

A. マイナ保険証を持っている人でも、高齢者や障がいを持っている人など、マイナ保険証の利用が困難な場合は、保険課に申請することで、資格確認書が交付されます。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 国民健康保険資格確認書と高齢受給者証が一体化されます

これまで70歳以上75歳未満のマイナ保険証を持っていない人には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「高齢受給者証」が交付されていました。8月1日(土)以降は、資格確認書に自己負担割合が記載されるため高齢受給者証は発行されません。

なお、7月31日(金)までに、保険医療機関などにかかるときは、資格確認書と併せて高齢受給者証を窓口で提示してください。

注 70歳以上75歳未満のマイナ保険証を持っている人の自己負担割合については、資格情報のお知らせに記載しています。また、8月1日(土)以降も保険医療機関などで資格確認書や高齢受給者証の提示は不要です。

### 国民健康保険限度額適用認定証などの更新

入院治療や高額な治療を受ける際に、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「認定証」という)と資格確認書を併せて医療機関などに事前に提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いになります。

注 マイナ保険証を利用し、本人が医療機関への情報提供に同意した場合は、認定証がなくても、支払う金額が1カ月の自己負担限度額までとなります。ただし、非課税世帯で長期入院に伴う食事療養費が減額対象となる場合は、これまで通り保険課への申請が必要です。なお、保険料に未納がある人や世帯内で所得の未申告者がいる場合は、適切な所得区分が反映していない場合があります。

### 還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATM(現金自動預払機)で直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、ATMでの手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。